

補助金

Information

鬼の町まちづくりプロジェクト支援事業補助金制度

☎ 企画振興課 地域活力創出係 内線 2211

地域資源を活かした魅力あるまちづくりを目的とした住民による自主的かつ公益的な事業に対する補助制度を設けています。

補助金対象事業

【まちづくり推進プロジェクト】

■特産品の開発・地場産業の育成および販路拡大に関する事業

■まちづくりのためのイベント開催事業 等

【文化創造プロジェクト】

■文化向上のためのイベント開催事業 等

補助対象者

町内に住所を有する5人以上で組織する団体。

ただし、鬼北町補助金交付規則に定める団体育

成補助金を受けている団体において、すでに実施している事業については対象となりません。

補助率

補助対象事業費の80%以内

補助限度額

1年度あたり30万円

募集締切日

令和元年7月10日(水)

詳しくは企画振興課にお問い合わせください。

空き家

Information

空き家を有効活用してみませんか？【2次募集】

問い合わせ・申し込み 企画振興課 地域活力創出係 内線2212

この事業は、空き家を地域資源として有効活用し、鬼北町へ移住定住を希望する方々の受け皿づくりを整備し、地域の活性化につなげることを目的としています。

空き家活用住宅とは？

町内にある空き家のうち所有者から借り上げた住宅を整備し、町が管理運営を行い、移住定住者に貸し付ける住宅

借り上げ対象とする空き家住宅

- ①人の住んでいない一戸建ての住宅
- ②空き家の所有者が改修・転賃することを承諾したもの
- ③改修経費が限度額以下のもの

改修内容・限度額

台所・浴室・トイレ等の水回りを基本として、改修費・耐震改修費、合計500万円を上限に整備

借り上げる期間

■所有者と町の契約期間1年更新の、最長10年。契約期間満了後、空き家所有者に返還します。

■住宅借り上げ期間中に所有者の都合により貸すことができなくなった場合は、修繕費の一部を返還していただきます。

(例:10年以上11年未満で修繕費用の10%)

募集期間

令和元年7月1日(月)～7月31日(水)



まちのメリット

- 人口の増加
- 集落・景観の維持
- 町営住宅の建設・維持費の軽減



空き家所有者のメリット

- 町の施工でリフォーム・耐震化を実施
- 契約期間中は町が管理運営
- 町が居住に必要な工事を施工
- 建物の固定資産税の免除

